

一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会研究倫理運用規程

第1条（目的）

一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「本学会」）研究倫理綱領に基づき、研究倫理委員会（以下「委員会」）が行う倫理審査に関し必要な事項を定める。

第2条（倫理審査の申請）

本学会会員が研究代表者である研究であり、かつ研究代表者が所属する機関に倫理審査委員会が設置されていない場合に限り、審査対象とする。

2. 会員が所属する機関に倫理審査委員会が設置されていない場合でも、共同研究者の所属機関に倫理審査委員会が設置されている場合は、共同研究者の所属機関の倫理審査委員会による審査が優先されるため、審査対象としない。
3. 既に研究が開始されている研究は、審査対象としない。
4. 本学会会員である研究代表者は、研究計画書を提出し、倫理審査を申請する。
5. 研究代表者は、倫理審査対象の研究成果を本学会会誌である「体育学研究」または「International Journal of Sport and Health Science」のいずれかに投稿し、論文発表することとする。論文の採否は、編集委員会が決定する。
6. 研究代表者は、原則として所属機関等が実施する研究倫理に関する研修会または講習会を受講していることとする。
7. 申請は、研究倫理申請書類に必要事項を記載し、原則として研究開始日の1ヶ月以上前に行うこととする。研究倫理申請書の様式は別途定める。

第3条（委員会の構成）

委員会の構成は、研究計画書の審査等の業務を適切に実施できるように「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に示された要件に沿った構成とする。

2. 委員会に委員長を置く。委員長は委員会を招集し、委員会を統括する。
3. 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長に事故等がある場合、委員長の職務を代行することができる。
4. 委員長は、1項の要件を満たすように委員を倫理審査毎に増員することができる。
5. 委員長は、委員以外の専門家の意見を聴取することができる。
6. 委員長は、必要に応じて研究代表者に研究計画について質問することができる。
7. 審査対象の研究と利益相反状態にある委員は、審査から外れる。

第4条（倫理審査）

委員会は、本学会の「研究倫理綱領」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（2014年12月22日文科科学省、厚生労働省）」のほか、関連する法令を踏まえ、倫理審査を行う。倫理審査の手順等は、別途定める。

2. 委員会は、倫理的観点、科学的観点及び利益相反に関する観点から、中立的かつ公正に審査を行う。
3. 委員会での審議の後、審査の判定を行う。判定は、「承認」、「条件付承認」、「要再申請」、「不承認」、「非該当」のいずれかとし、委員長は審査判定結果を一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会会長（以下、会長）に報告する。

第5条（情報公開）

承認された研究計画については、原則として本学会ホームページ等で公開することとする。

第6条（研究計画の変更）

承認された研究計画を変更しようとするときは、研究計画変更届を委員会に提出し、変更審査を受けることとする。

第7条（審査有効期間）

審査有効期間は、承認を受けた日から研究終了日までとする。

第8条（研究経過および終了の報告）

研究代表者は研究期間が1年以上にわたる場合、委員長に研究実施の報告を年1回行うこととする。

2. 研究代表者は、研究終了時に委員長にその旨を報告することとする。

第9条（異議申し立て）

研究代表者は、審査結果に対する異議を申し立てることができる。異議を申し立ては、結果通知日から2週間以内とし、研究代表者は会長宛に異議申立書を送付する。

2. 異議申し立ての審議は、理事会で行うこととする。

3. 会長は、審議結果をもとに異議申し立てに対する決定を行う。

第10条（委員の守秘義務）

委員は、業務上知り得た情報を外部に漏洩してはならない。

2. 委員は、業務上知り得た情報を自らの研究に利用してはならない。

第11条（広告の禁止）

研究代表者及び研究分担者、並びに研究代表者及び研究分担者が所属する機関等は、倫理審査の判定結果を商業広告などに利用してはならない。

第12条（経費）

申請者は申請1件につき1万円を審査料として本学会に納入する。

2. 審査開始後は審査料を返還しないこととする。

第13条（免責）

研究の実施については、研究代表者が所属する機関の長が最終的な責任を負うものとする。

第14条（本規程）

本規程の変更は、委員会の議を経て、理事会の承認を得ることとする。

附則 本規程は、2020年4月18日より施行する。

本規程は、2021年4月1日より改正施行する。